



## JR 船橋駅北口に設置予定の指定喫煙所に関する報告・検討会

～JT と船橋市が喫煙所を設置して実施する実証実験の問題点を検討する～

開催日) 2021年5月30日(日) 14時～15時半

開催方法) ZOOM でのオンライン開催

### 緊急報告1)

#### ○情報公開請求で明らかとなった JR 船橋駅北口に設置予定の喫煙所の問題点

タバコ問題を考える会・千葉 代表世話人 紅谷 歩

### 緊急報告2)

#### ○調査報告：喫煙所設置による市民や通行人への受動喫煙被害発生の危険性

タバコ問題を考える会・千葉 副代表 利根川 豊子

### 解説)

#### ○たばこ規制枠組み条約 (FCTC) 第5条3項解説 (船橋市の事例を参考に)

東京都議会議員 弁護士 岡本こうき氏

### 検討会)

#### ○船橋市の事業の問題点や今後の行政への働きかけについての検討会

参加した皆様からもチャット等により質問やご意見を記載出して頂き検討会を開催します

千葉県船橋市が JT と連携して JR 船橋駅北口付近に喫煙所を設置し、「実証実験」という形で喫煙所を運営する事を予定しています。今回のオンラインでの緊急企画では、船橋市で指定喫煙所が設置する事となったこれまでの経緯、TMKCの行政への働きかけ (パブリックコメントの提出、情報公開請求の実施、市長宛での工事差し止め要望書の提出など)、現在工事中の喫煙所の調査報告、今後の行政への働きかけ等についての検討会を行います。

また、FCTC 第5条3項のガイドラインにはタバコ産業による政策干渉を回避するための様々な指針が記載されていますが、船橋市の事例のように行政とタバコ産業が協働や実証実験形等の形で駅前や公園、行政の所有地に喫煙所を設置する事例が全国で続いています。東京都議会議員で弁護士の岡本こうき氏に、今回船橋市が JT と実施する事業を例に、行政が FCTC を遵守した事業を行うためのポイントについて、FCTC 第5条3項を中心に解説して頂きます。

### 参加方法・申し込み方法

参加費) 無料 参加資格) どなたでもご参加頂けます

参加方法) 申し込み制 ※締切: 2021年5月29日(土)



申し込みページ QR コード

Peatix またはメールでお申し込み下さい Peatix ページ: <https://210530tmkcevent.peatix.com>

メールの場合: 氏名・所属・メールアドレスを記載してお申し込み下さい (申し込み先: [info@tmkc.org](mailto:info@tmkc.org))



事務局連絡先 (紅谷方) 〒278-0022 千葉県野田市山崎 2701-1-301

FAX: 0471-61-4021 Email: [info@tmkc.org](mailto:info@tmkc.org)